

教保体第1945-2号
令和5年3月23日

各市町村教育委員会教育長 }
各教育事務所（支所）長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

学年末・春季休業期間及び新学期における
新型コロナウイルス等感染症対策について（通知）

日頃より新型コロナウイルス等感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

さて、学年末・春季休業期間及び新学期における新型コロナウイルス等感染症対策について、別紙写しのとおり各県立学校長あて通知しましたので、参考送付いたします。

つきましては、留意すべき事項について御確認の上、学年末・春季休業期間においても警戒度を高く保ち、新型コロナウイルス等感染症対策を徹底していただくようお願いいたします。

また、埼玉県教育委員会作成の児童・生徒・保護者向けリーフレットを添付しますので、御活用くださるようお願いいたします。

なお、市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校等への周知をお願いします。

【感染防止対策に関すること】

担 当 保健体育課 健康教育・学校安全担当

電 話 048-830-6963

【体育（保健体育を含む）を除く学習指導等に関すること】

担 当 義務教育指導課 教育課程担当

電 話 048-830-6748

【県立中学校・高等学校の学習指導・文化部に関すること】

担 当 高校教育指導課 教育課程担当

電 話 048-830-7391

【県立特別支援学校の学習指導・部活動に関すること】

担 当 特別支援教育課 特別支援学校教育指導担当

電 話 048-830-6886

【県立学校の運動部に関すること】

担 当 保健体育課 学校体育担当

電 話 048-830-6947

【教職員の感染防止対策に関すること】

担 当 福利課 健康づくり・メンタルヘルス担当

電 話 048-830-6971



教保体第1945-1号
令和5年3月23日

各県立学校長 様

教 育 長

学年末・春季休業期間及び新学期における
新型コロナウイルス等感染症対策について（通知）

日頃より新型コロナウイルス等感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

さて、現在、新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数は減少傾向にあり、令和5年5月8日以降5類感染症へ移行される予定ですが、今後も新たな変異株の流行による感染拡大の懸念は払拭されておらず、再び感染拡大につながらないように細心の注意を払っていくことが必要です。また、季節性インフルエンザは令和5年3月1日に流行注意報が発表され、学級閉鎖等の臨時休業措置が断続的に発生している状況です。

学校においては、引き続き警戒度を高く保ち、新型コロナウイルス等への基本的な感染症対策を徹底することが必要となります。

つきましては、下記のとおり学年末・春季休業期間及び新学期における新型コロナウイルス等感染症対策について、適切な対応をお願いします。

また、埼玉県教育委員会作成のリーフレットを添付しますので、学校教育活動に対する児童・生徒・保護者の理解促進に活用いただくようお願いします。

なお、今後、国はマスク着用以外の感染症対策の見直しのほか、学校保健安全法施行規則等の改正を予定していますので、通知等が発出され次第、お知らせします。

記

1 基本的な感染防止対策の徹底について

(1) 健康観察の徹底

ア 発熱や倦怠感、喉の違和感等の風邪症状があるなど、普段と体調が少しでも異なる場合や家庭内に体調不良者（未診断の発熱等）がいる場合には、登校・出勤しないことについて徹底すること。

なお、持病がある児童生徒・教職員等の登校・出勤については、個別の状況に応じて適切に判断すること。

イ ICTを活用するなど健康観察の方法（把握・集計）を工夫し、徹底を図ること。（入学許可候補者等で学籍を有しない者は対象外）

ウ 春季休業期間後の登校の再開に当たっては、体調不良者の登校自粛を徹底するこ

と。学校における感染拡大防止のために、特に初日の対応が重要であることに留意すること。

(2) 換気（エアロゾル対策）の徹底

オミクロン株の特性であるエアロゾル感染への対策として、換気は極めて重要であることから、児童生徒が学校に登校する場合には、できる限り教室等の二酸化炭素濃度を1,000ppm以下に保つよう取り組むこと。

ア 常時換気の実施

対角の窓や戸を5～10cm程開ける常時換気を基本とするが、高温寒冷等により困難な場合には、CO₂モニターによる換気状況を確認するとともに、予め換気時間を設定し、一定時間毎に窓開け換気をすること。

イ 冷暖房使用時における常時換気の実施

冷暖房を使用する場合、窓を閉め切りにすることにより、換気が不十分となる恐れがあることから、上記アのとおり換気を徹底すること。

ウ サーキュレータ等を活用した強制換気の実施

できる限りサーキュレータや扇風機又は機械換気設備を活用し、室内の空気を室外へ排気し、外気を取り入れる強制換気を実施すること。

(3) マスクの着用について

令和5年3月31日までは、令和4年12月2日付け教保体第1337-1号「マスクの着脱に係る児童生徒等への適切な対応について（依頼）」に基づき、令和5年4月1日以降は、令和5年3月17日付け教保体第1920-1号「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について（通知）」に基づき、適切に対応すること。

また、今後、気温が上昇することに伴い、熱中症のリスクが高まってくることから、特に、体育の授業や運動部活動中、登下校時（公共交通機関利用時は除く。）はマスクを外すよう指導すること。

ただし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることのないよう留意すること。

2 部活動及び合宿について

部活動及び合宿の取扱いについては、「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」に基づく活動の他、当面の間、令和4年5月30日付け教保体第429-1号「オミクロン株が主流である間の部活動における公式大会等参加への対応等の一部変更について（通知）」、令和4年7月14日付け教保体第716-1号「夏季休業に向けた新型コロナウイルス感染症対策等について（通知）」及び令和4年8月29日付け教保体第914-1号「公式大会等2日前の日以降に陽性者が発生した場合の取扱いについて（通知）」のとおり対応すること。

なお、県無料検査（埼玉県PCR検査等無料化事業）が令和5年3月31日で終了することから、4月1日以降は、県外での大会や合宿に参加する場合等の県無料検査の活用は取りやめます。

部活動実施に当たっては、顧問の教員、部活動指導員等だけに委ねることなく、学校として責任をもって感染対策に取り組むこと。

3 児童生徒・教職員のワクチン接種について

(1) 教職員のワクチン接種

教職員に対し、ワクチン接種に関する埼玉県^{*}や厚生労働省のホームページ等の情報を周知するとともに、ワクチン接種を希望する教職員が可能な限り早期に接種できるよう配慮すること。

※県ホームページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/covid-19vaccination.html>



(2) 児童生徒のワクチン接種

ア ワクチン接種を希望する児童生徒が速やかに接種できるよう児童生徒及び保護者に対して、国、県及び教育委員会が作成したリーフレット等を活用し、引き続きワクチン接種についての正しい理解の周知に努めること。

イ 児童生徒の新型コロナワクチンの接種に伴う出欠等の取扱いについては、令和4年2月25日付け教保体第1767号を参照し、希望する者がワクチン接種を受けやすい体制整備を行うこと。

ウ ワクチン接種を受ける又は受けないことによる差別等が起きることのないよう指導等に十分留意すること。

4 学校外での感染防止について

家庭や学校外での感染防止を図るため、次の内容について保護者等に協力を依頼すること。

- (1) 規則正しい生活習慣の徹底
- (2) 基本的な感染防止対策の徹底（手洗いの徹底と適切な換気）
- (3) 日々の健康観察の徹底（体調不良の際は外出しない、させない）
- (4) 児童生徒が陽性者や濃厚接触者となった際の学校への報告の徹底（入学許可候補者等で学籍を有しない者は報告対象外）

5 別添資料

児童生徒・保護者・教職員向けリーフレット

「学校生活でもマスク不要が基本となりました」（保健体育課資料）

【感染防止対策に関すること】

担 当 保健体育課 健康教育・学校安全担当

電 話 048-830-6963

【県立中学校・高等学校の学習指導・文化部に関すること】

担 当 高校教育指導課 教育課程担当

電 話 048-830-7391

【県立特別支援学校の学習指導・部活動に関すること】

担 当 特別支援教育課 特別支援学校教育指導担当

電 話 048-830-6886

【県立学校の運動部に関すること】

担 当 保健体育課 学校体育担当

電 話 048-830-6947

【教職員の感染防止対策に関すること】

担 当 福利課 健康づくり・メンタルヘルス担当

電 話 048-830-6971